

報告第 1 号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年 2 月 17日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発 生 局 名	専決処分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額	事 件 の 概 要
1	環境局	21.11.9	円 48,300	平成21年8月13日、宮前区有馬2丁目2番7号マンション構内で、本市小型ごみ収集車が、作業を終え、方向転換しようとして後退した際、被害者所有の建物の外壁に接触し、破損させたもの
2	環境局	21.11.9	円 53,193	平成21年9月23日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようとして後退した際、被害者所有のフェンスに接触し、破損させたもの
3	環境局	21.11.16	円 72,450	平成21年8月4日、川崎区小田栄2丁目1番8号マンション構内で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようとして後退した際、被害者所有の集積所のひさしに接触し、破損させたもの
4	環境局	21.11.24	円 73,500	平成21年8月4日、多摩区菅馬場1丁目19番23号敷地内で、本市中型ごみ収集車が、作業を終え、方向転換しようとして後退した際、被害者所有の車止めポールに接触し、破損させたもの

5	環境局	21. 11. 27	円 85,050	平成21年11月6日、多摩区三田5丁目3番地先路上で、本市中型ごみ収集車が、対向車を避けようと左に寄った際、被害者所有の道路標識柱に接触し、破損させたもの
6	環境局	21. 11. 30	円 241,500	平成21年9月3日、被害者宅先丁字路で、本市小型ごみ収集車が左折した際、被害者所有のフェンスに接触し、破損させたもの
7	環境局	21. 12. 2	円 367,500	平成21年7月31日、麻生区南黒川10番10号マンション構内で、本市小型ごみ収集車が、作業を終え、道路に出ようとした際、被害者所有の門の上部に接触し、破損させたもの
8	環境局	21. 12. 4	円 26,350	平成21年9月17日、川崎区藤崎3丁目13番7号先交差点で、本市中型ごみ収集車が、作業を終え、発進した際、左側から飛び出してきた被害者に接触し、負傷させたもの
9	環境局	21. 12. 9	円 84,000	平成21年11月7日、中原区今井西町85番地1先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の道路標識柱に接触し、破損させたもの
10	環境局	21. 12. 28	円 18,900	平成21年10月26日、宮前区南平台6番2号マンション構内で、本市中型ごみ収集車が、作業を終え、発進した際、被害者所有の外灯に接触し、破損させたもの
11	環境局	21. 9. 8	円 508,663	平成21年7月25日、多摩区菅仙谷2丁目15番1号先交差点で、本市小型ごみ収集車が、方向転換しようとして後退した際、後方に停車していた被害者（文京運送株式会社）所有の普通トラックに接触し、破損させ、並びに当該普通トラックを運転していた被害者（東京都調布市在住者）及び同乗していた被害者（東京都多摩市在住者）を負傷させたもの
12	環境局	21. 10. 13	円 216,776	
13	環境局	22. 1. 6	円 1,804,060	

14	宮前区役所	21.10.26	円 340,084	平成21年9月3日、宮前区馬絹2422番地7先路上で、本市普通トラックが走行中、隣接する駐車場に後ろ側のドアが開いた状態で駐車していた被害者（東京ガスエスネット株式会社）所有の小型ライトバンに接触し、破損させ、及び当該接触により飛散したガラスの破片により、当該駐車場に駐車していた被害者（宮前区在住者）所有の小型乗用車を破損させたもの
15	宮前区役所	21.10.30	円 345,544	
16	多摩区役所	21.11.2	円 236,828	平成21年9月30日、多摩区総合庁舎駐車場で、本市軽ライトバンが、駐車場内の通路に出ようと発進した際、右側から走行してきた被害者運転の小型乗用車に接触し、破損させたもの
17	消防局	21.11.25	円 172,346	平成21年10月19日、宮前区平1丁目11番駐車場で、本市救急車が、方向転換しようとして前進した際、当該駐車場に駐車していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
18	環境局	21.12.16	円 73,500	平成19年8月から平成21年1月31日までの間、被害者宅先の街路樹の枝が、被害者所有の建物の外壁に接触し、当該外壁を汚損させたもの
19	環境局	22.1.18	円 226,800	平成21年10月22日、緑ヶ丘霊園で、樹木が根の腐食のため倒れ、墓所の被害者所有の外柵を破損させたもの
20	建設局	21.12.4	円 170,647	平成21年3月14日、宮前区鷺沼1丁目11番地11先路上で、通行中の被害者が、街路樹の根により生じた路面の段差につまずいて転倒し、負傷したもの
21	教育委員会	22.1.13	円 7,573,433	平成16年8月までに、市立学校での毎年度の定期健康診断において被害者の身体の異常が発見されず、被害者の疾病が進行したもの
22	教育委員会	22.1.20	円 2,758,095	平成12年4月から平成13年3月までの間、市立学校で、担任教諭らが、複数の児童からいじめを受けていた被害者に対して適切な対応を取らなかったもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議 決 年 月 日	工 事 名	契 約 の 相 手 方	変 更 事 項		専 決 処 分 年 月 日	変 更 理 由
				変 更 前	変 更 後		
107	20.10.7	柿生中学校校舎改築工事	川崎市麻生区上麻生3丁目20番6号 北島・露木・佐田 共同企業体 代表者 株式会社 北島 工務店 代表取締役 北島 茂雄 構成員 露木建設株式会社 代表取締役 露木 正義 構成員 佐田建設株式会社 代表取締役 佐田 和親	完成期限 平成22年3月 12日	完成期限 平成22年5月 31日	22.2.12	関連工事である柿生中学校校舎解体撤去その他工事、及び柿生中学校仮設校舎賃貸借における仮設校舎の建設が遅れたことにより、本工事の現場における着手が遅れたため、工期の変更を行うものである。